第２章

良好な景観の形成に関する方針

（景観法第８条第３項）

１．ゾーンと軸の景観形成方針---------21
２．重点地域の景観形成方針 ----------23
３．特定施設届出地区の景観形成方針---26

１．ゾーンと軸の景観形成方針

本市の地域特性を生かした個性ある景観形成を進めていくために、ゾーンと軸の景観形成方針を定めます。

（１）ゾーンの景観形成方針

都市型居住景観形成ゾーン（中心部）

・土地の高度利用を生かしながら、熊本城への眺望や熊本城から阿蘇への眺望に配慮した景観形成を図ります。
・中心商業地のにぎわいや楽しさを大切にしながら、都市の顔にふさわしい景観形成を図ります。
・市街地に残された緑や水辺を生かしたうるおいの感じられる景観形成を図ります。
・城下町の趣きが残る場所は、歴史的資源を生かし、歴史を感じられる景観形成を図ります。

都市近郊型居住景観形成ゾーン（周辺部）

・地域の拠点となる商店街などでは、親しみやすくにぎわいがある中に、調和のとれた景観形成を図ります。
・住宅地に隣接した工業・流通業務地については、住宅地との共存のために周辺環境に配慮した景観形成を図ります。
・古くから市街化された住宅地は、落ち着いた雰囲気とうるおいのある緑豊かな景観形成を図ります。
・緑豊かな住宅地は、斜面緑地の保全や地域内に点在する歴史的資源を生かした景観形成を図ります。

郊外型居住景観形成ゾーン（郊外部）

・郊外の計画的な住宅団地は、周辺の自然景観との調和に配慮した景観形成を図ります。
・斜面や社寺等の樹林地は、地域らしさを印象づける資源として保全・活用を図ります。
・歴史的な街並みが残る場所は、歴史的資源を生かし、落ち着きの感じられる景観形成を図ります。

田園景観・既存集落景観保全ゾーン

・金峰山周辺、加勢川周辺、緑川流域の田園部は、広がりのある田園景観の保全や周囲の自然と調和した景観形成を図ります。
・既存集落においては、周囲の田畑等の農業景観や自然景観との調和を図ります。
・有明海沿岸では、熊本新港周辺等の修景や広告物の規制等により、広がりを感じられる景観形成を図ります。

自然環境景観保全ゾーン

・金峰山、本妙寺山、立田山、託麻三山、雁回山等の山並みの緑の保全や良好な視点場の整備等により、市街地の背景として保全を図ります。

（２）軸の景観形成方針

沿道景観形成軸

・国道３号、国道５７号、国道３号熊本北バイパス、産業道路、ＪＲ 線等の主要交通ネットワークを形成する道路沿道等は、まちの個性を表現する魅力ある沿道等景観の形成を図ります。
・第２空港線、国体道路東西線、熊本港線等の本市を最初に印象づける道路沿道は、空や港からの玄関口にふさわしい魅力ある沿道景観の形成を図ります。
・国道２６６号、県道熊本高森線、県道熊本玉名線等の地域の骨格となる沿道は、田園や街並み等の地域毎の特性を生かした沿道の景観形成を図ります。
・主要な幹線道路の交差点では、建築物や広告物の誘導により、結節点にふさわしい良好な景観形成を図ります。

水辺景観形成軸

・河川敷の緑地の保全や河岸の親水性の向上等により、軸としての連続性とうるおいのある水と緑の景観形成を図ります。
・河川沿いの建築物等の川に向けた顔づくりや橋梁等の修景、堤防の緑化等により、河川と川沿いの街並みが一体的に感じられる水辺景観の形成を図ります。

２．重点地域の景観形成方針

熊本らしさを印象づけ、本市の景観形成を先導する景観形成を進めていくために、重点地域の景観形成方針を定めます。

熊本城周辺地域

熊本城は、本市を代表する歴史的遺産であり、熊本城を中心とした良好な景観の形成を図ることが、熊本らしい都市空間の形成を促すことにつながります。

本市の都市イメージを強化するためには、熊本城を中心とした眺望景観の確保が必要です。

＜景観形成方針＞

○ランドマーク※としての熊本城への眺望の確保

天守閣をはじめとする櫓、石垣、樹木等の熊本城のイメージを喚起するものが周囲の市街地から可能な限り見えるようにします。

○熊本城からの眺望の確保

遠景の阿蘇の山並みと近景の城内の樹木及びそれらに挟まれた市街地を一望できる熊本城からの眺望を可能な限り確保します。

○市街地と熊本城との間のゆとりある眺望の確保

熊本城の石垣の美しさを強く訴える坪井川等と直接接する市街地においては、熊本城との間のゆとりある眺望を可能な限り確保します。

※ランドマーク：目印となるような特徴的な姿の自然、建築物、工作物など

水前寺周辺地域

回遊式の庭園として名高い水前寺成趣園は、本市を代表する名勝です。園路からの変化に富んだ庭園の眺めや、古今伝授の間を視点場とした庭園への眺望は、本市にとって貴重な財産です。

古今伝授の間からの眺望景観を保全するためには、樹木の上に建築物等が見えないようにすることが必要です。

＜景観形成方針＞

○市街地の中でシンボルとして残された、緑と水辺の良好な眺望の保全

市街地の中に残された緑と水辺の良好な眺望景観を損なわないよう、建築物の高さや広告物の掲出の制限や建築物等の意匠色彩の誘導により、水前寺成趣園からの眺望の保全を図ります。

江津湖周辺地域

上江津湖、下江津湖から成る江津湖は、「日本一の地下水都市熊本」を最も強く印象づける場であるとともに、東部市街地における重要なオープンスペースとなっています。

江津湖の景観は、水鳥がたわむれ、水草や周囲の樹々を映し出す近景の湖面と、その周囲の古木や高木、江津塘、さらには広々と続く中景の田園及びそれらの近景・中景を介してその奥に遠望される金峰山山系、阿蘇山系、飯田山、立田山、雁回山、宇土半島山系等の遠景の山々によって構成された自然的景観を特徴としています。

＜景観形成方針＞

○「日本一の地下水都市熊本」を印象づける広がりのある水と水辺の眺望の保全

市街地内の貴重なオープンスペースとして、建築物や広告物等が江津湖公園内からの景観を損なわないようにし、地域独特の広がりある水と緑の眺望の保全を図ります。

熊本駅周辺地域

九州新幹線鹿児島ルート開業を契機として様々な都市機能が集積される熊本駅周辺では、熊本の玄関口にふさわしい、ゆとりと風格のある景観形成が必要です。

＜景観形成方針＞

○熊本市の玄関口にふさわしい、風格とにぎわいの感じられる景観形成

都市軸のビスタ（見通し）を強調する街並み形成を進めるとともに、街路樹が映える、わかりやすく、美しい広告景観の形成を図り、熊本市の玄関口にふさわしい景観の形成を図ります。

電車通沿線地域

電車通沿線地域は、市電が通る路線沿線を対象としています。市の市街地の骨格を形成する目抜き通りであり、本市を代表する都市景観を形成しています。

＜景観形成方針＞

〇都市軸として連続する軸性の強化と風格ある街並み景観の形成

市電の車窓から眺める風景が次々に移り変わり、本市の発展の歴史を感じられる地域ごとの個性を生かした街並みの形成を図ります。また、新町、古町等の城下町の町割がそのまま残る地域では、城下町の趣が感じられるような景観形成を図ります。

白川沿岸地域

阿蘇に水源をもつ白川は、本市の市街地の中央を通過して有明海に至ります。

市内を流れる川としては最も広い川幅を持ち、数か所の河川敷では広場が形成され、市民におおいに親しまれています。

白川沿岸には緑地も多く、河川敷の緑と相まって、市街地の中の身近な自然として貴重な財産であることから、都市と自然との融合を感じさせる景観形成が必要です。

＜景観形成方針＞

〇水辺の緑と調和し、白川に顔を向けた市街地景観の形成

白川に向かう建築物の色使いや、広告物の大きさやデザインを誘導し、魅力ある河川景観の形成を図ります。

３．特定施設届出地区の景観形成方針

特定施設とは、幹線道路に立地する店舗やガソリンスタンド・飲食店等の沿道サービス施設です。

本市の骨格となるような幹線道路のうち、玄関口として本市を最初に印象づける路線の沿道等を特定施設届出地区として指定します。そして、指定された地区内の特定施設の建設においては、沿道沿いの連続性や調和を感じさせる工夫を行い、美しい沿道景観の形成を図ることが必要です。

＜景観形成方針＞

〇都市の骨格にふさわしい調和のとれた美しい沿道景観の形成

都市の骨格となる幹線道路沿道の景観をわかりやすく美しいものとします。

車からの視線を意識して、調和のとれた美しい沿道景観となるよう建築物の色使いや、広告物の大きさ、デザインを誘導します。